

公益社団法人東京都診療放射線技師会

委員会の設置及び運営に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会(以下、「この法人」という。)定款第40条に基づき委員会の設置とその運営について規定する。

(委員会の種類)

第2条 理事会は、この法人の会務遂行のために、次の委員会を設置することができる。

- (1) 運営委員会
- (2) 専門部委員会
- (3) 支部委員会
- (4) 地区委員会
- (5) 特別委員会
- (6) 独立委員会

2 各委員の会務に要した経費を支給する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2ヶ年とし、欠員を生じたときは委員の補充を行うことができる。その場合の任期は、前任者の残存期間とする。

第2章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第4条 運営委員会は、次のもので構成する。

- (1) 理事
- (2) 次の委員会の委員長である者
 - ア 専門部委員会
 - イ 支部委員会
 - ウ 地区委員会
 - エ 特別委員会
- (3) その他会長が必要と認めた者

(運営委員会の業務)

第5条 運営委員会は、理事会の付託を受けてこの法人の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 総会及び理事会において、決議に基づく事業計画に関すること

- (2) 総会及び理事会に付議する事項に関すること
- (3) 総会及び理事会において議決した会務の執行に関すること。

第3章 運営幹事会

(運営幹事会の構成)

第6条 運営幹事会の構成は、次の者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 業務執行理事
- (4) その他会長が必要と認めた者

(運営幹事会の業務)

第7条 運営幹事会は法人運営及び職務執行の状況を把握するため、次の業務を行う。

- (1) 業務執行の方向性の確認を行う。
- (2) 各委員会間の連携を図り、円滑な事業遂行の検討を行う。

第4章 専門部委員会

(専門部委員会)

第8条 専門部委員会は、事業執行に際し、連携を密に行うため、専門部委員会を構成できる。

専門部委員会は、次の者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 業務執行理事
- (4) 第9条に規定する職務を担当する委員長

(専門部委員会の業務)

第9条 専門部委員会は、次の業務を分担して執行する。

- (1) この法人の会務全般にわたる総務業務
 - (2) この法人の会務に関する経理業務
 - (3) この法人の会務のうち、編集・広報に関する業務
 - (4) この法人の会務のうち、学術・教育及び調査活動に関する業務
- 2 その他、理事会が必要と認めた業務を執行する。
- 3 専門部委員会は、活動計画等を事前に理事会に申請し、実施後は適宜報告を行い調整を図る。

第5章 支部委員会

(支部委員会の構成)

第10条 支部委員会は次の者で構成され、支部の設定は、**[別表1]**の通り5種とする。

- (1) 支部委員長
- (2) 第10条第3項で選出された者

2 前項第1号は、委員の互選による。

(支部委員会の業務)

第11条 支部委員会は、この法人の事業計画に基づき、支部を構成する地区の活性化と意識啓発に努める。

2 支部委員会は、理事会において事前に活動計画の承認を得なければならない。

3 支部委員会は、活動結果を理事会に報告しなければならない。

第6章 地区委員会

(地区委員会の構成等)

第12条 地区委員会は次の者で構成され、地区の設定は、**[別表2]**の通りとする。

(1) 地区委員長

(2) 地区委員

2 地区委員は、所属地区の会員10名につき1名の割合で選出することができる。

3 地区委員長は、地区委員の互選とする。

4 会員の所属地区は、原則として業務に従事する場所とする。

(地区委員会の業務)

第13条 地区委員会は、次のことを行う。

(1) 地域住民への広報活動。

(2) 地区会員相互の連絡及び協調を図る。

(3) 該当支部委員会の推進する事業への協力。

(4) その他、この法人の目的達成に必要な事項。

第7章 特別委員会

(特別委員会の構成)

第14条 特別委員会は、次の者で構成する。

(1) 特別委員会委員長

(2) 役員より選任された委員1名

(3) 委員長が推薦する委員若干名

2 前条第1項は、理事会において承認を得る。

(特別委員会の業務)

第15条 特別委員会は、理事会より要請のあった業務について調査・研究を行う。

2 特別委員会は、活動計画を事前に理事会に報告し、適時報告を行い調整を図る。

第8章 独立委員会

(独立委員会の種類)

第16条 独立委員会の種類は、次の委員会とする。構成に関しては別の規程に定める。

ア 選挙管理委員会

イ 総会運営委員会

(独立委員会の業務)

第 17 条 独立委員会の業務に関しては別の規程に定める。

2 独立委員会の運営に関しては、理事会は関与しない。

第 9 章 規程の改廃

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 5 月 26 日改正、施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 12 月 6 日改正、施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 6 月 18 日改正、施行する。

[別表 1]

城北支部委員会 第 5 地区、第 6 地区、第 16 地区

城東支部委員会 第 1 地区、第 2 地区、第 7 地区、第 14 地区

城南支部委員会 第 4 地区、第 8 地区、第 11 地区、第 15 地区

城西支部委員会 第 3 地区、第 9 地区、第 10 地区

多摩支部委員会 第 12 地区、第 13 地区

[別表 2]

第 1 地区 千代田区

第 2 地区 中央区、台東区

第 3 地区 新宿区

第 4 地区 港区、渋谷区

第 5 地区 文京区、北区

第 6 地区 足立区、葛飾区、荒川区

第 7 地区 墨田区、江戸川区、江東区

第 8 地区 品川区、大田区(島嶼部を含む)

第 9 地区 板橋区、豊島区

第 10 地区 練馬区、中野区、杉並区

第 11 地区 世田谷区、目黒区

第 12 地区 西東京市、清瀬市、東久留米市、小平市、東村山市、東大和市、武蔵村山市

第 13 地区 第 12 地区以外の多摩地域

第 14 地区 千葉県方面

第 15 地区 神奈川県方面

第 16 地区 埼玉県方面